

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和22年12月12日法律第164号						
手続名	指定障害児通所支援事業者の指定の変更	根拠条項	第21条の5の20						
審査基準	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第21条の5の20</p> <p>(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日 厚生労働省令第15号）</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について （平成24年3月30日 障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>								
	受付機関	障害福祉課	処理機関	障害福祉課	交付機関	障害福祉課	標準処理期間	45日	目次
						標準経過期間	日	No.	